

震災体験継承事業「シニアと高校生、ともに創ろう減災グッズ in かけはしカフェ」

補助金交付要綱

平成 26 年 7 月 1 日制定

(目 的)

第 1 条 この要綱は、モダンシニアファッションショー「シニアと高校生、ともに創ろう減災グッズ」事業実行委員会（以下、「実行委員会」とする。）とともに、震災体験継承事業「シニアと高校生、ともに創ろう減災グッズ in かけはしカフェ」を実施するため、実行委員会の活動を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助の対象となる実行委員会は、次の各号のすべてに該当する団体でなければならない。

- (1) 兵庫区内の地域団体から推薦された代表者や学識経験者、行政関係者で構成された団体であること。
- (2) 震災体験継承事業「シニアと高校生、ともに創ろう減災グッズ in かけはしカフェ」を完遂できる能力があると認められること。
- (3) 営利を目的とした活動を行っていないこと。
- (4) 政治的活動及び宗教的活動を行っていないこと。

(補助の対象となる活動)

第 3 条 補助の対象となる活動は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 平成 26 年度内に実績報告のできる活動であること。
- (2) 震災体験継承事業「シニアと高校生、ともに創ろう減災グッズ in かけはしカフェ」にかかる活動であること。
- (3) 営利を主目的とした活動ではないこと。
- (4) 宗教的活動及び政治的活動ではないこと。
- (5) 神戸市の基本計画及び事業実施計画に反しないものであること。
- (6) 法令に違反するものでないこと。
- (7) 神戸市（区役所を含む。）又は神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費は、前条に規定する活動に要する経費とし、次の各号に掲げるものは、補助の対象から除外する。

- (1) 前条第 1 項第 1 号の定める期間外の活動に関する経費
- (2) 懇親会費、慶弔費、交際費、レセプション費その他これらに類する経費
- (3) 領収書がない等使途が明確でない経費
- (4) 前 3 号に掲げるものの外、区長が対象と認めない経費

(補助額)

第5条 区長は、予算の範囲内において、第2条に規定する実行委員会に対して、20万円を限度として補助することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 実行委員会は、原則として平成26年7月1日から、同月末日の間に補助金交付申請書(様式1)に事業計画書を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請について、書面による審査を行い、第3条に規定する要件に明らかに該当しないと認める場合は、当該理由を付して補助しない旨実行委員会に通知するものとする。

(補助の決定)

第7条 区長は、前条の申請に基づき、その内容を審査して補助の採否及び補助金の交付予定額を決定するものとする。

2 前項の場合において、区長は、補助することを決定したときは、補助金交付決定通知書(様式2)により、実行委員会に通知するものとする。

3 区長は、補助金の交付の目的を達するため、補助決定に必要な条件を付することができる。

(補助金交付)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付通知を受けた実行委員会は、補助金交付請求書を区長に提出することができる。

2 前項の規定により適正な補助金交付請求書の提出があったときは、区長は、当該補助金を交付するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 実行委員会は、当該補助金交付申請の内容に変更が生じる場合は、事前に活動変更承認申請書を区長に提出し、その承認を得なければならない。

(調査等)

第10条 区長は必要があると認めるときは、いつでも実行委員会に対して、当該活動の関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により不適当な事項を発見した場合には、実行委員会に必要な是正措置を求めることができる。

(補助金の確定)

第11条 実行委員会は、活動終了後、速やかに当該活動の内容及び補助金の使途を明らかにする必要書類を添えて実績報告書を提出しなければならない。

2 区長は、前項の実績報告書を審査のうえ、補助金の確定額を決定し、補助金交付額確定通知書(様式3)により実行委員会に通知するものとする。この場合において、区長は必要があると認めるときは、第7条の規定により決定した補助金交付決定額を減額することができる。

3 前項の規定により補助金確定額が補助金交付決定額より減額された場合は、実行委員会は、当該差額を区長が定める期限までに返還しなければならない。

(ヒアリング及び報告会の開催)

第 12 条 区長は、実行委員会に対し、適宜、当該活動の実績、効果等についてヒアリングを行うことができる。この場合において、実行委員会は、当該ヒアリングに応じなければならない。

2 区長は、実行委員会から当該活動についての報告を受けるため、公開での活動報告会を開催することができる。この場合において、実行委員会は、当該活動報告会に出席し、報告しなければならない。

(補助の取消等)

第 13 条 区長は、補助金交付決定通知若しくは補助金交付額確定通知又は補助金の交付を受けた実行委員会が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付予定額又は交付確定額の一部又は全部を取り消し、及び既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 補助金を補助対象活動以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 第 10 条の規定による関係資料の提出若しくは必要な調査に応じず、又は是正措置を行わなかったとき。
- (5) 前各号に掲げるものの外、この要綱の規定に違反したとき。

(実績報告書の備置き及び閲覧)

第 14 条 実行委員会は、第 11 条第 1 項に規定する実績報告書を、補助金の交付を受けた年度の翌々年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 実行委員会は、前項の実績報告書の閲覧請求があった場合は、これを閲覧させなければならない。

(施行の細則)

第 15 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、兵庫区まちづくり推進部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。